

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各事務所 用地担当課長 殿

用地部 用地企画課長

用地補償総合技術業務における「行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律」に係る特定個人情報の取得等について

標記について、別紙のとおり、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地企画官より用地企画課長あてに通知があったので、下記のとおり適切に処理されるよう通知する。

なお、この通知は令和6年4月1日から施行する。

記

1. 発注者は受注者に対して、番号法、「国土交通省における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」（平成27年12月24日付け国総情政第328号の2。以下「基本方針」という。）、「国土交通省保有個人情報等管理規程」（平成17年4月1日付け国総情企第89号、以下、「管理規程」という。）、「国土交通省の行う個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程」（平成27年12月24日付け国総情政第329号の2。以下「取扱規程」という。）その他発注者が定める取扱いに準拠させ、特定個人情報を適切に取得・利用及び提供・保存・廃棄を行うよう指示するものとする。

なお、基本方針、管理規程及び取扱規程の内容を受注者に理解させるため、発注者は、受注者に対し当該基本方針等を提示し、説明を行うものとする。

2. 受注者が土地等の権利者等及び物件等の権利者等（以下「土地等の権利者等」という。）から特定個人情報を取得する時期は、原則契約書への押印時とさせること。

3. 発注者は、受注者が土地等の権利者等に特定個人情報の提供を依頼する方法として、別添様式を標準に、利用目的等をあらかじめ明示した上で取得させるものとし、提供を受けた特定個人情報については、必要書類の提示を受け、身元確認及び番号確認を行い、その情報も別添様式を標準とし適宜記録させるものとする。

なお、提供を受けられなかった場合も、別添様式を標準に、その旨を記録させるものとする。

4. 発注者は、特定個人情報を特定個人情報に関する事務に従事する者以外の者が取り扱うことのできないように、受注者に、施錠可能な書棚等への保存、アクセス制御等の実施等の物理的及び技術的安全管理措置を講じさせるものとする。
5. 発注者は、受注者が特定個人情報の提供を受けた場合、受領した情報等を「用地補償総合技術業務共通仕様書」（平成 23 年 12 月 22 日付け国土用第 27 号。以下「共通仕様書」という。）第 43 条第 5 項に規定する特定個人情報管理状況報告書（様式第 9－2 号）に適宜記録させるものとする。なお、その記載方法は（別添）記載例を参考にされたい。
6. 発注者は、受注者が提供を受けた特定個人情報を発注者に送付する場合、送付等の情報を共通仕様書に規定する特定個人情報管理状況報告書に適宜記録させるものとし、送付の際には以下に留意させること。
 - ・持参による場合
施錠可能な搬送容器の使用等紛失等を防止する措置を講じること
 - ・郵送による場合
簡易書留等、送付した事実を証明可能であり、かつ、配送中の紛失等が生じた場合の責任の所在が明確となる方法を用いること
7. 上記 6. において、発注者に送付させる別添様式を標準とした特定個人情報又は提供を受けられなかった旨を記録した書面は原本とし、その複写等を受注者に保存させないこと。

なお、発注者は、共通仕様書に規定する特定個人情報管理状況報告書と併せて、特定個人情報についてはすべて発注者へ送付済みであり、その複写等一切保存していない旨を証する書面を提出させるものとする。
8. 発注者は、取扱規程第 2 に定められた事項が遵守されるよう、管理規程第 31 条第 3 項の規定（年 1 回以上の定期的検査等による確認）に基づき、受注者（再委託を受けた者を含む。）を適切に監督するものとする。

なお、その検査については要領第 9 条第 1 項第四号に規定する特定個人情報管理状況報告書の報告によって代えることができるものとする。
9. 発注者は、受注者に対し、個人情報が記録されている媒体（書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。）が不要となった場合には、個人情報を取り扱う責任者の指示に従い、個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わせるものとする。

〇〇 〇〇 殿

（株）〇〇コンサルタント

個人番号を含む特定個人情報の提供のお願い

平素より、公共事業へのご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通省〇〇地方整備局から、〇〇〇〇（請負業務の名称）の請負契約に基づき、国土交通省が施行する****
**工事のために必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する
業務を受注し、国土交通省が行う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成
25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第4項に係る事務の実施に必要な個人番号を含む特定個人情報（以
下「特定個人情報等」という。）の提供を求める事務についても受注しているところです。

つきましては、今般『●●●に関する契約』の締結にあたって、国土交通省が番号法第9条第4項に係る事務を実施
するために必要となる、貴殿の特定個人情報の提供を依頼いたします。

なお、貴殿から取得する特定個人情報等については、国土交通省が行う所得税法（昭和40年法律第33号）第225条
の規定に基づく支払調書等作成事務（同条第1項第9号の規定による「不動産等の譲受けの対価の支払調書」を作成
し、所轄税務署に提出する事務）のみに利用すること、また、上記事務に加え、取得後の保管、提供、廃棄等につい
ては関係法令等に基づき適正に取り扱うことをお知らせいたします。

権利者等住所：（あらかじめ記載）

権利者等氏名：（あらかじめ記載） 権利者等生年月日：（あらかじめ記載）

個人番号：

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 上記欄に個人番号を転記した後、番号法その他関係法令等に基づく以下の方法(①～③)による確認を行うこと（該当する欄にチ
ェックすること）。なお、確認にあたっては、①又は②の確認を行うものとし、これが困難な場合は③の確認を行うこと。

	番号確認	身元（実在）確認
①	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	(左記資料で確認)
②	下記のいずれか一方の書類	下記のいずれか一つの書類(本人顔写真付の書類)
	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る） <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> その他書類（書類名：_____）
③	下記のいずれか一方の書類	下記のいずれか二以上の書類（本人顔写真の付かない書類）
	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し	<input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の 被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証 <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済制度の加入者証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（発行された日から6ヶ月以内のものに限る） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し（発行された日から6ヶ月以内のものに限る） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（発行された日から6ヶ月以内のものに限る） <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> その他書類（書類名：_____）

特定個人情報等の提供依頼に応じることができない理由等

[_____]

本件に関する問い合わせ先
（株）〇〇コンサルタント
TEL： _____

(参考)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条 (利用範囲)

第4項 健康保険法第48条若しくは第197条第1項、相続税法第59条第1項、第3項若しくは第4項、厚生年金保険法第27条、第29条第3項若しくは第98条第1項、租税特別措置法第9条の4の2第2項、第29条の2第6項若しくは第7項、第37条の11の3第7項、第37条の14第34項、第70条の2の2第19項若しくは第70条の2の3第16項、国税通則法第74条の13の2若しくは第74条の13の3、所得税法第225条から第228条の3の2まで、雇用保険法第7条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第1項若しくは第4条の3第1項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第6条第1項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は第2項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(※法律制定年・法令番号等一部省略)

所得税法

第225条 (支払調書及び支払通知書)

第1項 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない。

第9号 前号に該当するものを除くほか、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機(以下この号において「不動産等」という。)の貸付け(地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。以下この号において同じ。)若しくは不動産等の譲渡に係る対価又は不動産等の売買若しくは貸付けのあっせんに係る手数料の支払をする法人又は不動産業者である個人

提供いただきました個人番号は、下記法定調書の赤枠欄に記入し、所轄税務署に提出いたします。

なお、提出した下記法定調書は『行政文書』となりますので、写しが必要な場合は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)第76条に基づき、国土交通省〇〇地方整備局に対し開示請求の手続等が必要となります。

令和 年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地					
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号				
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取得年月日	支払金額	
				年 月 日	千	円
				・		
				・		
(摘要)						
をあたせた者	住所(居所)又は所在地				支払確定年月日	あっせん手数料
	氏名又は称名				年 月 日	千 円
	個人番号又は法人番号					
支払者	住所(居所)又は所在地					
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号				
		(電話)				
整理欄	①	②				

○(個人番号又は法人番号)欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

様式第 9-2 号

特定個人情報管理状況報告書〈記載例〉

受注者名：(株)〇〇コンサルタント

請負業務の名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

連番	対象者氏名	取得情報		特定個人情報に関する責任者	特定個人情報に関する業務従事者	発注者への送付情報		保存期間	保存場所	備考
		受領日	(年号)〇年〇月〇日			送付日	(年号)〇年〇月〇日			
1	〇〇 〇〇	受領日	(年号)〇年〇月〇日	△△ △△	×× ××	送付日	(年号)〇年〇月〇日	(年号)〇年〇月〇日 ~(年号)〇年〇〇月△△日	書庫	
		確認書類	個人番号カード			送付方法	簡易書留等による郵送			
2	〇△ 〇△	受領日	(年号)〇年〇月〇日	△△ △△	×× ××	送付日	(年号)〇年〇月〇日	(年号)〇年〇月〇日 ~(年号)〇年〇〇月△△日	書庫	
		確認書類	個人番号カード			送付方法	持参			
		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各地方整備局 用 地 部 用地企画課長 殿
四国地方整備局 用 地 部 用地補償課長 殿
北海道開発局 開発監理部 用地課長補佐 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 用地課長 殿

不動産・建設経済局 土地政策課
公共用地室 用地企画官

用地補償総合技術業務における「行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律」に係る特定個人情報の取得等について

用地補償総合技術業務における「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する
特定個人情報の取得等にあたっては、下記に留意し事務の処理にあたられたい。

なお、この通知は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

記

1. 発注者は受注者に対して、番号法、「国土交通省における特定個人情報等の安全管理に関
する基本方針」（平成 27 年 12 月 24 日付け国総情政第 328 号の 2。以下「基本方針」とい
う。）、「国土交通省保有個人情報等管理規程」（平成 17 年 4 月 1 日付け国総情企第 89 号、
以下、「管理規程」という。）、「国土交通省の行う個人番号関係事務における特定個人情
報等取扱規程」（平成 27 年 12 月 24 日付け国総情政第 329 号の 2。以下「取扱規程」とい
う。）その他発注者が定める取扱いに準拠させ、特定個人情報を適切に取得・利用及び提
供・保存・廃棄を行うよう指示するものとする。

なお、基本方針、管理規程及び取扱規程の内容を受注者に理解させるため、発注者は、
受注者に対し当該基本方針等を提示し、説明を行うものとする。

2. 受注者が土地等の権利者等及び物件等の権利者等（以下「土地等の権利者等」という。）
から特定個人情報を取得する時期は、原則契約書への押印時とさせること。

3. 発注者は、受注者が土地等の権利者等に特定個人情報の提供を依頼する方法として、別添
様式を標準に、利用目的等をあらかじめ明示した上で取得させるものとし、提供を受けた
特定個人情報については、必要書類の提示を受け、身元確認及び番号確認を行い、その情報
も別添様式を標準とし適宜記録させるものとする。

なお、提供を受けられなかった場合も、別添様式を標準に、その旨を記録させるものとし
る。

4. 発注者は、特定個人情報を特定個人情報に関する事務に従事する者以外の者が取り扱うことのできないように、受注者に、施錠可能な書棚等への保存、アクセス制御等の実施等の物理的及び技術的安全管理措置を講じさせるものとする。
5. 発注者は、受注者が特定個人情報の提供を受けた場合、受領した情報等を「用地補償総合技術業務共通仕様書」（平成 23 年 12 月 22 日付け国土用第 27 号。以下「共通仕様書」という。）第 43 条第 5 項に規定する特定個人情報管理状況報告書（様式第 9－2 号）に適宜記録させるものとする。なお、その記載方法は（別添）記載例を参考にされたい。
6. 発注者は、受注者が提供を受けた特定個人情報を発注者に送付する場合、送付等の情報を共通仕様書に規定する特定個人情報管理状況報告書に適宜記録させるものとし、送付の際には以下に留意させること。
 - ・持参による場合
施錠可能な搬送容器の使用等紛失等を防止する措置を講じること
 - ・郵送による場合
簡易書留等、送付した事実を証明可能であり、かつ、配送中の紛失等が生じた場合の責任の所在が明確となる方法を用いること
7. 上記 6. において、発注者に送付させる別添様式を標準とした特定個人情報又は提供を受けられなかった旨を記録した書面は原本とし、その複写等を受注者に保存させないこと。

なお、発注者は、共通仕様書に規定する特定個人情報管理状況報告書と併せて、特定個人情報についてはすべて発注者へ送付済みであり、その複写等一切保存していない旨を証する書面を提出させるものとする。
8. 発注者は、取扱規程第 2 に定められた事項が遵守されるよう、管理規程第 31 条第 3 項の規定（年 1 回以上の定期的検査等による確認）に基づき、受注者（再委託を受けた者を含む。）を適切に監督するものとする。

なお、その検査については要領第 9 条第 1 項第四号に規定する特定個人情報管理状況報告書の報告によって代えることができるものとする。
9. 発注者は、受注者に対し、個人情報が記録されている媒体（書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。）が不要となった場合には、個人情報を取り扱う責任者の指示に従い、個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わせるものとする。

〇〇 〇〇 殿

（株）〇〇コンサルタント

個人番号を含む特定個人情報の提供のお願い

平素より、公共事業へのご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通省〇〇地方整備局から、〇〇〇〇（請負業務の名称）の請負契約に基づき、国土交通省が施行する****
**工事のために必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する
業務を受注し、国土交通省が行う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成
25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第4項に係る事務の実施に必要な個人番号を含む特定個人情報（以
下「特定個人情報等」という。）の提供を求める事務についても受注しているところです。

つきましては、今般『●●●に関する契約』の締結にあたって、国土交通省が番号法第9条第4項に係る事務を実施
するために必要となる、貴殿の特定個人情報の提供を依頼いたします。

なお、貴殿から取得する特定個人情報等については、国土交通省が行う所得税法（昭和40年法律第33号）第225条
の規定に基づく支払調書等作成事務（同条第1項第9号の規定による「不動産等の譲受けの対価の支払調書」を作成
し、所轄税務署に提出する事務）のみに利用すること、また、上記事務に加え、取得後の保管、提供、廃棄等につい
ては関係法令等に基づき適正に取り扱うことをお知らせいたします。

権利者等住所：（あらかじめ記載）

権利者等氏名：（あらかじめ記載） 権利者等生年月日：（あらかじめ記載）

個人番号：

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 上記欄に個人番号を転記した後、番号法その他関係法令等に基づく以下の方法(①～③)による確認を行うこと（該当する欄にチ
ェックすること）。なお、確認にあたっては、①又は②の確認を行うものとし、これが困難な場合は③の確認を行うこと。

	番号確認	身元（実在）確認
①	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	(左記資料で確認)
②	下記のいずれか一方の書類	下記のいずれか一つの書類(本人顔写真付の書類)
	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る） <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> その他書類（書類名：_____）
③	下記のいずれか一方の書類	下記のいずれか二以上の書類（本人顔写真の付かない書類）
	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し	<input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の 被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証 <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済制度の加入者証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（発行された日から6ヶ月以内のものに限る） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し（発行された日から6ヶ月以内のものに限る） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（発行された日から6ヶ月以内のものに限る） <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> その他書類（書類名：_____）

特定個人情報等の提供依頼に応じることができない理由等

[]

本件に関する問い合わせ先
（株）〇〇コンサルタント
TEL：

(参考)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条 (利用範囲)

第4項 健康保険法第48条若しくは第197条第1項、相続税法第59条第1項、第3項若しくは第4項、厚生年金保険法第27条、第29条第3項若しくは第98条第1項、租税特別措置法第9条の4の2第2項、第29条の2第6項若しくは第7項、第37条の11の3第7項、第37条の14第34項、第70条の2の2第19項若しくは第70条の2の3第16項、国税通則法第74条の13の2若しくは第74条の13の3、所得税法第225条から第228条の3の2まで、雇用保険法第7条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第1項若しくは第4条の3第1項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第6条第1項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は第2項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(※法律制定年・法令番号等一部省略)

所得税法

第225条 (支払調書及び支払通知書)

第1項 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない。

第9号 前号に該当するものを除くほか、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機(以下この号において「不動産等」という。)の貸付け(地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。以下この号において同じ。)若しくは不動産等の譲渡に係る対価又は不動産等の売買若しくは貸付けのあっせんに係る手数料の支払をする法人又は不動産業者である個人

提供いただきました個人番号は、下記法定調書の赤枠欄に記入し、所轄税務署に提出いたします。

なお、提出した下記法定調書は『行政文書』となりますので、写しが必要な場合は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)第76条に基づき、国土交通省〇〇地方整備局に対し開示請求の手続等が必要となります。

令和 年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地					
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号				
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取得年月日	支払金額	
				年 月 日	千	円
				・		
				・		
(摘要)						
を あ し つ た せ 者 ん	住所(居所)又は所在地				支払確定年月日	あっせん手数料
	氏名又は称名				年 月 日	千 円
	個人番号又は法人番号				・	
支払者	住所(居所)又は所在地					
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号				
		(電話)				
整理欄	①	②				

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

様式第 9-2 号

特定個人情報管理状況報告書〈記載例〉

受注者名：(株)〇〇コンサルタント

請負業務の名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

連番	対象者氏名	取得情報		特定個人情報に関する責任者	特定個人情報に関する業務従事者	発注者への送付情報		保存期間	保存場所	備考
		受領日	(年号)〇年〇月〇日			送付日	(年号)〇年〇〇月△△日			
1	〇〇 〇〇	受領日	(年号)〇年〇月〇日	△△ △△	×× ××	送付日	(年号)〇年〇〇月△△日	(年号)〇年〇月〇日 ~(年号)〇年〇〇月△△日	書庫	
		確認書類	個人番号カード			送付方法	簡易書留等による郵送			
2	〇△ 〇△	受領日	(年号)〇年〇月〇日	△△ △△	×× ××	送付日	(年号)〇年〇〇月△△日	(年号)〇年〇月〇日 ~(年号)〇年〇〇月△△日	書庫	
		確認書類	個人番号カード			送付方法	持参			
		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				